

第1部 環境配慮指針の基本的事項

第1章 環境配慮指針の概要

1 環境配慮指針の趣旨

「浜松市環境基本条例」では、第3条の基本理念において、「環境の保全及び創造は、豊かな環境の恵沢を将来にわたって持続的に享受することができ、自然と人との共生を旨として行われなければならない」と規定しています。さらに、同条例第6条では、事業者の責務として、「その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら積極的に講ずるよう努めなければならない。」と規定しています。

「浜松市環境配慮指針」（以下、「指針」という。）は、環境と調和のとれた開発を目指して、「浜松市環境基本条例」第8条各号に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造を行うため、本市において環境に影響を与えるおそれのある各種開発事業を実施する際に、行政や事業者が取り組むべき環境配慮の指針として策定します。なお、指針は、同条例第9条第2項第2号に規定する環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、「第2次浜松市環境基本計画」に盛り込んでいます（図1-1）。

本書の構成は、市や事業者が各種開発事業の「構想」「計画」「工事」「供用」の各段階において適切な環境への配慮を具体的に検討・実践するために、環境配慮の基本的考え方や環境関連情報を確認し、開発事業地の環境特性や開発事業の特性に応じた環境配慮事項を把握するとともに、環境配慮の具体的な手法等をチェックシートで確認できるようになっています。

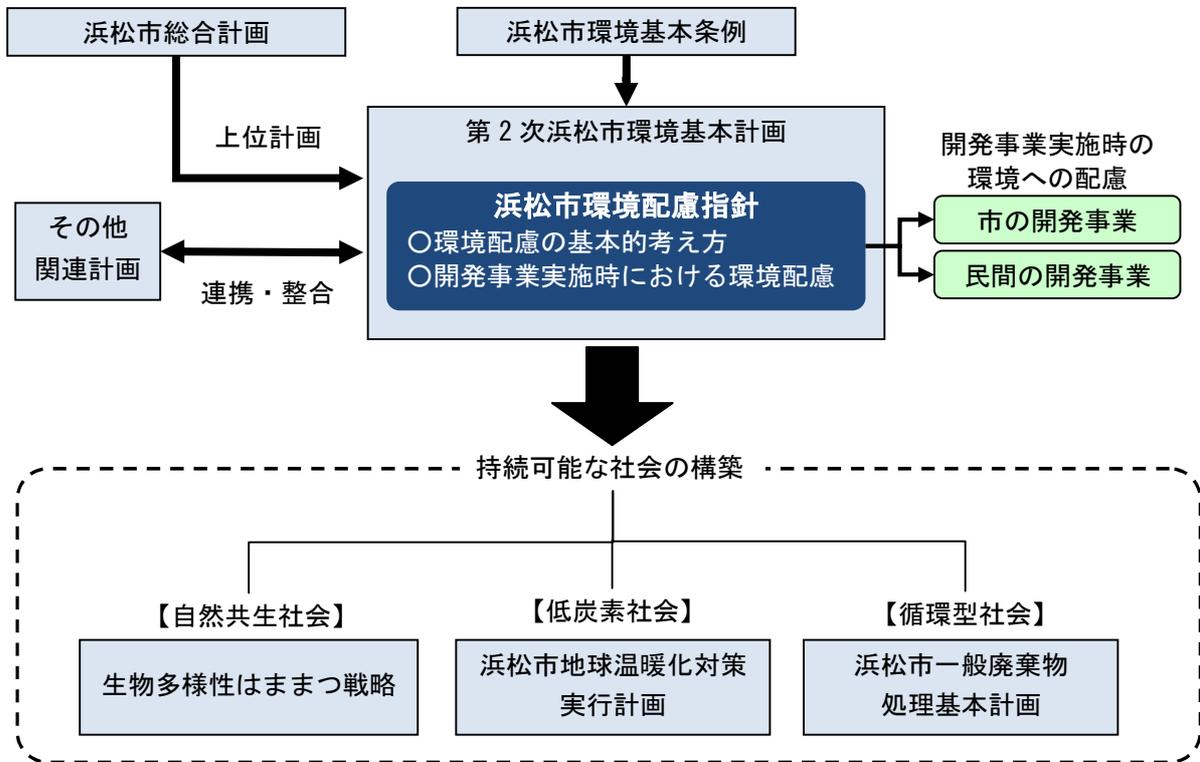


図1-1 浜松市環境配慮指針の位置づけ

表 1-1 浜松市環境基本条例（抜粋）

| |
|--|
| <p>（基本理念）</p> <p>第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない豊かな環境の恵沢を現在及び将来にわたって持続的に享受することができるよう行われなければならない。</p> <p>2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の特性を活かし、自然と人との共生を旨として行われなければならない。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第6条 事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら積極的に講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>（施策の基本方針）</p> <p>第8条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本として、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する。</p> <p>(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。</p> <p>(2) 本市の多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生物の多様性の確保が図られること。</p> <p>(3) 資源の循環的効率的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない社会を構築すること。</p> |
|--|

【資料：浜松市環境基本条例（平成20年3月改定）】

2 対象とする開発事業

指針では、公共事業、民間事業の区別に関わらず、環境への影響を考慮して開発事業を9区分し、市内で実施される表1-2の事業を対象とします。ただし、「環境影響評価法」及び「静岡県環境影響評価条例」の対象事業、緊急を要する災害防止・復旧等の事業は除きます。

なお、対象事業規模に満たない各種開発事業についても、できる限り指針の内容を参考とするとともに、貴重種の生息・生育地等の「特に配慮すべき場所」(P.28)などが開発事業地に存在する場合は、積極的に環境配慮を実施するように努めてください。

表1-2(1) 環境配慮指針の対象事業

| 事業区分 | 事業内容 | 事業規模 |
|-----------------|-------------------------------|--|
| (1) 交通基盤整備事業 | 道路の建設 | 【自動車専用道の新設・改築】 すべて 【一般国道、県道、市道等の新設・改築】 4車線以上かつ長さ5km以上 ※改築の場合は、改築後の車線・延長 【林道・林業専用道の新設】 長さ500m以上 |
| | 鉄道の建設 | 長さ5km以上 |
| (2) 河川・港湾整備事業 | 河川の整備 | 整備延長500m以上 |
| | 用排水路の整備 | |
| | 海岸の整備 | |
| | ダムの建設 | 貯水面積が2,000㎡以上のダム・堰の新築 |
| | 放水路の建設 | 改変面積が2,000㎡以上の放水路の設置 |
| | 埋立・干拓 | 2,000㎡以上の公有水面の埋立・干拓 |
| | マリーナの建設 | すべての事業 |
| (3) 農用地整備事業 | 農用地の造成 | 2,000㎡以上の農用地の造成 |
| (4) 面整備事業 | 土地区画整理 | 施行区域面積が表1-3に該当する事業 |
| | 住宅地の整備 | |
| | 商業・業務施設の建設 | |
| | 工場・事業場の建設 | |
| | レクリエーション施設の建設 | |
| | 面整備事業のいずれか2項目以上を1事業として行う土地の造成 | 面整備事業に該当する項目の施行区域面積の合計が表1-3に該当する事業 |
| (5) 公園整備事業 | 公園の建設 | 施行区域面積が表1-3に該当する事業 |
| (6) 上下水道施設整備事業 | 上水道浄水施設の建設 | 施行区域面積が表1-3に該当する事業 |
| | 下水道終末処理施設の建設 | |
| (7) 廃棄物処理施設整備事業 | ごみ処理施設の建設 | すべての事業 |
| | し尿処理施設の建設 | |
| | 最終処分場の建設 | |
| | 産業廃棄物中間処理施設の建設 | |

表 1-2(2) 環境配慮指針の対象事業

| 事業区分 | 事業内容 | 事業規模 |
|-----------------|----------------------------|------------------------------------|
| (8) 土砂採取・残土処理事業 | 土の採取等 | 施行区域面積が 2,000 m ² 以上の事業 |
| | 残土の処理 | |
| (9) 発電事業 | 火力発電所（バイオマス発電、廃棄物発電を含む）の建設 | 施行区域面積が表 1-3 に該当する事業 |
| | 水力発電所の建設 | |
| | 風力発電所の建設 | |

表 1-3 施行区域面積による要件

| 区域区分 | | 面積 |
|---------|---------|-------------------------|
| 都市計画区域内 | 市街化区域 | 2,000 m ² 以上 |
| | 市街化調整区域 | 5,000 m ² 以上 |
| 都市計画区域外 | | 2,000 m ² 以上 |

注) 「都市計画法」第5条第1項に規定する都市計画区域、同法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域をいう。

3 本書の使い方

開発事業の実施にあたっては、「構想」「計画」「工事」「供用」の各段階において、実行可能な範囲で環境への影響を最小限にする必要があります。

本節では、事業者が自発的に環境への配慮を行えるように、開発事業の各段階において確認する各章の項目と検討する環境配慮事項を以下の手順に示します（図1-2）。なお、開発事業別の環境配慮事項やその参考手法は、「第5章／4 環境配慮チェックシート」で確認できます。

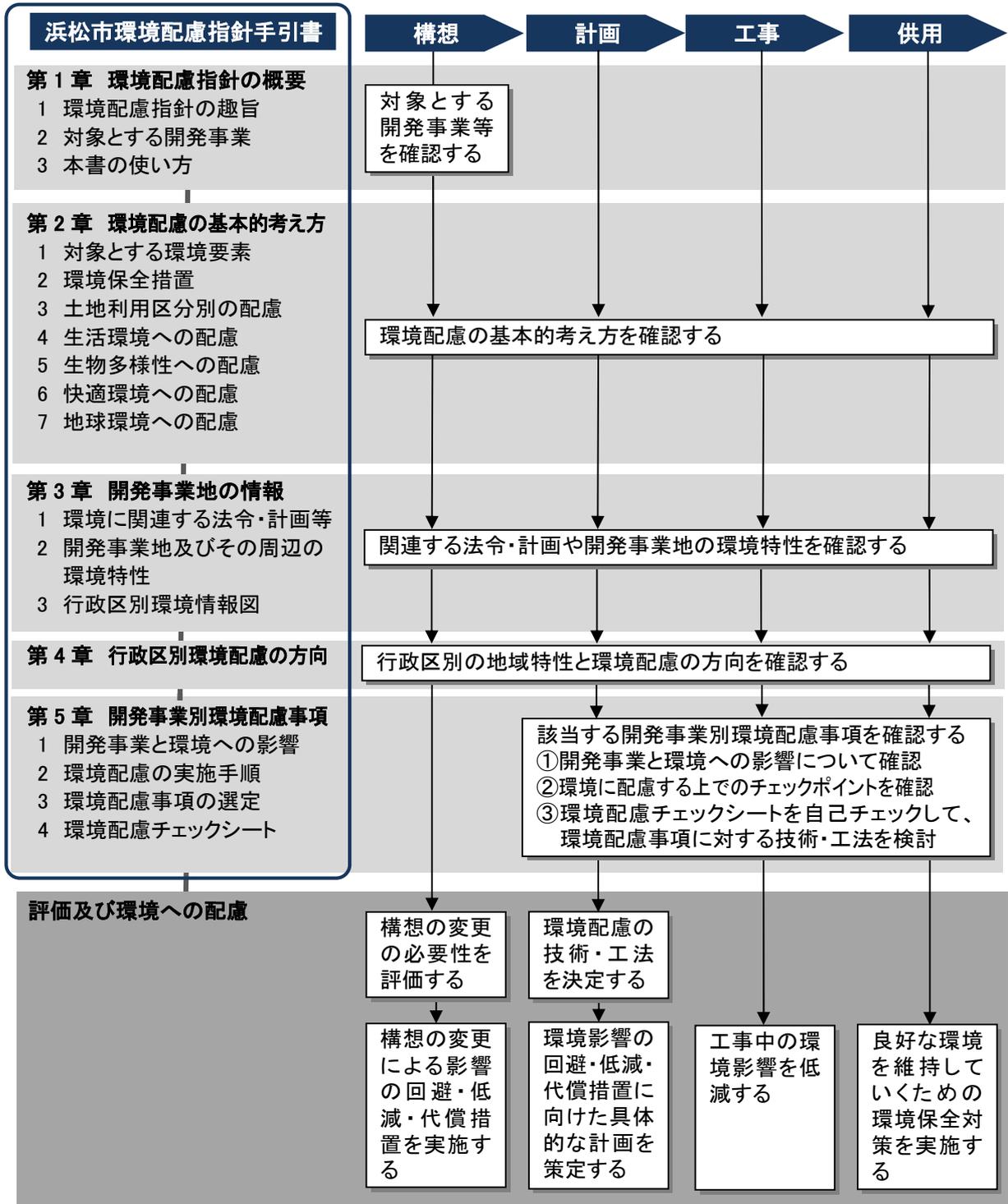


図1-2 事業の流れと本書の使い方

